

平成十五年六月二十四日受領  
答 弁 第 五 六 号

内閣衆質一五六第五六号

平成十五年六月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員の贈与等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員の贈与等に関する質問に対する答弁書

一について

国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号。以下「倫理法」という。）は、第六条において、本省課長補佐級以上の職員に対し、事業者等から贈与等を受けた場合（贈与等により受けた利益等の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）には贈与等の報告を、第七条において、本省審議官級以上の職員に対し、前年に行った株券等の取得又は譲渡について株取引等の報告を、第八条において、本省審議官級以上の職員に対し、前年分の所得に係る金額等について所得等の報告を行う義務を課している。

贈与等の報告により報告すべき事項は、贈与等により受けた利益等の価額、贈与等により利益等を受けた年月日及びその基因となった事実、贈与等をした事業者等の名称及び住所等である。

株取引等の報告により報告すべき事項は、株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに株取引等の年月日である。

所得等の報告により報告すべき事項は、①前年分の所得に係る総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額等、②前年分の所得に係る各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）の

うち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定により、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額等、③前年中において贈与により取得した財産に係る贈与税の課税価格である。

二について

贈与等の報告の件数については、毎年、国会に報告しており、平成十二年度は一万七千五百七十四件、平成十三年度は一万六千六百三十四件である。なお、平成十四年度の報告の件数については、現在、審査・集計中である。

三について

平成十二年度及び平成十三年度の贈与等の報告の内容について、贈与等の基因となった事実の種類等別の報告の件数を府省等別に示すと、別表第一のとおりである。

四について

株取引等の報告の件数については、毎年、国会に報告しており、平成十二年は六十件、平成十三年は六十九件である。なお、平成十四年の報告の件数については、現在、審査・集計中である。

五について

平成十二年及び平成十三年の株取引等の報告の内容について、その報告の件数を府省等別に示すと、別表第二のとおりであり、報告のあった株券等の種類、株取引等の回数並びに株券等の数及び対価の額を府省等別に示すと、別表第三のとおりである。

六について

所得等の報告の件数については、毎年、国会に報告しており、平成十二年は千三百六十件、平成十三年は千二百九十九件である。なお、平成十四年の報告の件数については、現在、審査・集計中である。

七について

平成十二年及び平成十三年の所得等の報告の内容について、その報告の件数及び報告のあった所得等の種類別の件数を府省等別に示すと、別表第四のとおりである。

八について

経済産業省の職員から同省に提出された贈与等の報告の内容から、利害関係者と共に飲食をし、国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）に抵触する行為があったことが判明した事例が一件あった。

十について

贈与等により受けた利益等の価額が一件につき二万円を超える贈与等報告書（以下「贈与等報告書」という。）のうち、①公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの（倫理法第九条第二項第一号）、②公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの（同項第二号）については、同項ただし書の規定により、閲覧の対象とされていない。平成十二年度及び平成十三年度において同規定に該当するものとして閲覧の対象外となったものの府省等別の件数は、別表第五のとおりである。

十一及び十二について

贈与等報告書については、倫理法第九条第二項の規定に基づき何人も閲覧を請求することができることとされているが、一般に「閲覧」の中に「写しの交付」が含まれると解するのは困難であること、他の法令上、謄写等が認められる場合にはその旨が明記されていること等にかんがみると、同項の規定は贈与等報告書の写しの交付（以下「写しの交付」という。）を権利として保障しているものではないと考えてい

る。

各府省等においては、このような考え方の下、その判断により写しの交付を行っている一部の府省等を除き、倫理法第九条第二項の規定による閲覧の際に、写しの交付を行っていないところである。

十三について

倫理法に基づく贈与等の報告、株取引等の報告及び所得等の報告に関する制度の運用について、現在のところ改善を検討している事項はない。

別表第一

贈与等の報告の件数（平成12年4月～9月分）

（単位：件）

府 省 等	贈 与 等				報 酬		計	
	金銭・物品等の供与		供応接待		うち 2万円超		うち 2万円超	
	うち 2万円超		うち 2万円超					
会計検査院	5				30	8	35	8
人事院			3		32	26	35	26
内閣官房	1		1	1	3	2	5	3
中央省庁等改革推進本部								
司法制度改革審議会								
内閣法制局	7		5		12	12	24	12
総理府			3	2	12	11	15	13
公正取引委員会	6		12		19	13	37	13
国家公安委員会	43	16	18		13	10	74	26
警察庁	27	10	7		166	97	200	107
公害等調整委員会					1	1	1	1
金融再生委員会								
宮内庁	8				34	26	42	26
総務庁			5		27	17	32	17
北海道開発庁	1				1		2	
経済企画庁	2		12		70	60	84	60
科学技術庁			1	1	131	109	132	110
環境庁			1		81	48	82	48
沖縄開発庁					3		3	
国土庁			12		67	11	79	11
金融庁	2		10				12	
防衛施設庁								
法務省	44	4	79		745	375	868	379
公安審査委員会								
公安調査庁	2				7	2	9	2
外務省	87	5	687	4	89	49	863	58
大蔵省	5		7		9	8	21	8
国税庁	52	8	18		184	131	254	139
文部省	66	16	155	4	990	548	1,211	568
文化庁	4		4		203	147	211	147
厚生省	4	4	2		1,434	994	1,440	998
社会保険庁					27	3	27	3
農林水産省	19	2	293		639	371	951	373
食糧庁			87		28	13	115	13
林野庁	21		67		89	39	177	39
水産庁	4		14		95	47	113	47
通商産業省	9	1	30		458	267	497	268
資源エネルギー庁			2				2	
特許庁			13		5		18	
中小企業庁			2		1	1	3	1
運輸省	5	2	29		85	48	119	50
船員労働委員会								
海上保安庁	2	1			3		5	1
海難審判庁	2						2	
気象庁					27	12	27	12
郵政省	15	2	1		89	53	105	55
労働省					78	24	78	24
中央労働委員会								
建設省	24	6			634	205	658	211
自治省					75	65	75	65
消防庁	1				6	4	7	4
合 計	468	77	1,580	12	6,702	3,857	8,750	3,946

(注) 1 平成13年1月6日の省庁再編のため、平成12年度は、平成12年4月から9月までと平成12年10月から13年3月までに分割している。  
 2 「報酬」とは、事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程第8条第1項に規定するものをいう。  
 3 府省等は、倫理法第39条に規定する倫理監督官を置く行政機関等を掲げている。ただし、特定独立行政法人については、一括している。（別表第二から別表第四までにおいて同じ。）

贈与等の報告の件数（平成12年10月～13年3月分）

（単位：件）

府 省 等	贈 与 等				報 酬		計	
	金銭・物品等の供与		供応接待		うち 2万円超	うち 2万円超	うち 2万円超	うち 2万円超
		うち 2万円超		うち 2万円超				
会計検査院					11	8	11	8
人事院			10		50	42	60	42
内閣官房			1		6	3	7	3
中央省庁等改革推進本部								
司法制度改革審議会								
内閣法制局	11		4		25	25	40	25
内閣府	1	1	8		78	61	87	62
宮内庁	2				22	14	24	14
国家公安委員会	64	33	4		14	8	82	41
警察庁	17	2	3		153	106	173	108
防衛施設庁								
金融庁	1		1				2	
総務省	2		5		250	183	257	183
公正取引委員会	1		1		26	18	28	18
公害等調整委員会					2	1	2	1
郵政事業庁	3				80	63	83	63
消防庁	2				16	15	18	15
法務省	48	5	105		961	486	1,114	491
公安審査委員会								
公安調査庁	2		2		6	2	10	2
外務省	73	6	484	1	79	38	636	45
財務省	3		14		5	4	22	4
国税庁	31	2	167		335	272	533	274
文部科学省	38	5	96	12	824	492	958	509
文化庁			1		177	126	178	126
厚生労働省	3	1	8		1,720	1,204	1,731	1,205
中央労働委員会								
社会保険庁					44	12	44	12
農林水産省	5	1	95		707	398	807	399
食糧庁	8		50		35	16	93	16
林野庁			12		153	74	165	74
水産庁	1	1	7		106	56	114	57
経済産業省			60	7	460	283	520	290
資源エネルギー庁			6				6	
特許庁			7	2			7	2
中小企業庁					1	1	1	1
国土交通省	9	1	14		823	325	846	326
船員労働委員会								
気象庁					65	31	65	31
海上保安庁	3		1		8	6	12	6
海難審判庁								
環境省					88	60	88	60
合 計	328	58	1,166	22	7,330	4,433	8,824	4,513

（注）平成12年10月から12月分までの贈与等の報告は、省庁再編後の府省等に提出されたものである。

贈与等の報告の件数（平成13年度分）

（単位：件）

府 省 等	贈 与 等				報 酬		計	
	金銭・物品等の供与		供応接待			うち 2万円超		うち 2万円超
		うち 2万円超		うち 2万円超				
会計検査院					60	27	60	27
人事院			1	1	51	36	52	37
内閣官房					7	4	7	4
司法制度改革審議会								
内閣法制局	5		5		39	30	49	30
内閣府	5		6		227	158	238	158
宮内庁	4		1		45	35	50	35
国家公安委員会	95	62	23		25	16	143	78
警察庁	9	1	9		286	186	304	187
防衛施設庁								
金融庁					1		1	
総務省	7		5		232	189	244	189
公正取引委員会	3		19		75	54	97	54
公害等調整委員会					5	5	5	5
郵政事業庁	2				151	123	153	123
消防庁					24	21	24	21
法務省	24	3	132		1,606	814	1,762	817
公安審査委員会								
公安調査庁	2		2		17	7	21	7
外務省	99	21	926	10	175	76	1,200	107
財務省	1		23	2	30	17	54	19
国税庁	68	4	411		572	473	1,051	477
文部科学省	36	5	154	11	1,299	791	1,489	807
文化庁					109	92	109	92
厚生労働省	6	4	25	1	3,498	2,652	3,529	2,657
中央労働委員会					21	12	21	12
社会保険庁	2				68	22	70	22
農林水産省	1		239	17	215	126	455	143
食糧庁	1		162		64	34	227	34
林野庁			54		99	22	153	22
水産庁	2		36	1	131	70	169	71
経済産業省	6		122	2	74	54	202	56
資源エネルギー庁			8	1	2	1	10	2
特許庁					4		4	
中小企業庁					2	2	2	2
国土交通省	5	1	18		1,120	418	1,143	419
船員労働委員会								
気象庁	1	1			112	63	113	64
海上保安庁			33		9	4	42	4
海難審判庁								
環境省			2	1	53	34	55	35
特定独立行政法人	58	18	11		3,257	2,080	3,326	2,098
合 計	442	120	2,427	47	13,765	8,748	16,634	8,915

別表第二

株取引等の報告の件数

(単位：件)

府 省 等	平成12年	平成13年
会計検査院	2	3
人事院		
内閣官房	1	3
中央省庁等改革推進本部		—
司法制度改革審議会		
内閣法制局	1	1
内閣府		1
宮内庁		
国家公安委員会		
警察庁	1	1
防衛施設庁		
金融庁	1	
総務省	2	
公正取引委員会		1
公害等調整委員会		
郵政事業庁		1
消防庁		3
法務省	19	17
公安審査委員会		
公安調査庁		
外務省	4	5
財務省	1	1
国税庁		1
文部科学省	12	17
文化庁		
厚生労働省	8	6
中央労働委員会		
社会保険庁		1
農林水産省	1	1
食糧庁	1	1
林野庁		1
水産庁		
経済産業省		2
資源エネルギー庁		
特許庁	1	
中小企業庁		
国土交通省	3	1
船員労働委員会		
気象庁	1	1
海上保安庁		
海難審判庁		
環境省	1	
特定独立行政法人	—	
合 計	60	69

(注) 平成12年の株取引等の報告は、省庁再編後の府省等に提出されたものである。(別表第三において同じ。)

## 別表第三

## 株取引等の状況（平成12年分）

株券等の種類：株券

府 省 等	取 得			譲 渡		
	取引回数	数 (株)	対価の額 (円)	取引回数	数 (株)	対価の額 (円)
会計検査院	7	1,609	13,416,000	2	2	2,709,000
人事院						
内閣官房	3	8,119	0	3	12,000	0
中央省庁等改革推進本部						
司法制度改革審議会						
内閣法制局	4	21,500	17,360,500	3	3,000	3,947,000
内閣府						
宮内庁						
国家公安委員会						
警察庁	1	1,000	15,350,000			
防衛施設庁						
金融庁	1	0.23	0	1	230	0
総務省	10	3,333	630,000	1	1,000	951,000
公正取引委員会						
公害等調整委員会						
郵政事業庁						
消防庁						
法務省	77	1,980,568	78,784,288	35	32,400	41,011,691
公安審査委員会						
公安調査庁						
外務省	14	61,000	214,007,000	20	60,107	218,508,357
財務省	6	10,500	21,355,000	10	17,400	22,957,000
国税庁						
文部科学省	24	6,790	18,736,130	13	25,676	20,103,372
文化庁						
厚生労働省	15	11,762	19,660,652	29	30,620	34,011,333
中央労働委員会						
社会保険庁						
農林水産省	1	1,000	266,175			
食糧庁	6	1,500	3,176,000	2	2,000	6,310,000
林野庁						
水産庁						
経済産業省						
資源エネルギー庁						
特許庁				1	1,000	1,534,874
中小企業庁						
国土交通省	12	325,007	1,255,000	2	15,000	12,256,000
船員労働委員会						
気象庁	2	1,001	1,486,000			
海上保安庁						
海難審判庁						
環境省				1	400	639,600
合 計	183	2,434,689.23	405,482,745	123	200,835	364,939,227

(注) 1 平成12年分は、平成12年4月から12月までの状況である。

2 平成14年3月31日までは、株券等の種類は、株券、新株引受権証券、新株引受権証書、転換社債券及び新株引受権付社債券であったが、これらのうち取引の報告のあった株券等の種類は、株券及び転換社債券であり、この2種類のものにつき記載している。

株取引等の状況（平成12年分）

株券等の種類：転換社債券

府 省 等	取 得			譲 渡		
	取引回数	数（額面） （円）	対価の額 （円）	取引回数	数（額面） （円）	対価の額 （円）
会計検査院	7	7,000,000	6,429,000	4	8,000,000	7,024,000
人事院						
内閣官房						
中央省庁等改革推進本部						
司法制度改革審議会						
内閣法制局						
内閣府						
宮内庁						
国家公安委員会						
警察庁						
防衛施設庁						
金融庁						
総務省						
公正取引委員会						
公害等調整委員会						
郵政事業庁						
消防庁						
法務省	3	6,000,000	6,000,000	7	9,000,000	10,140,401
公安審査委員会						
公安調査庁						
外務省						
財務省						
国税庁						
文部科学省				1	1,000,000	987,495
文化庁						
厚生労働省						
中央労働委員会						
社会保険庁						
農林水産省						
食糧庁						
林野庁						
水産庁						
経済産業省						
資源エネルギー庁						
特許庁						
中小企業庁						
国土交通省						
船員労働委員会						
気象庁						
海上保安庁						
海難審判庁						
環境省						
合 計	10	13,000,000	12,429,000	12	18,000,000	18,151,896

株取引等の状況（平成13年分）

株券等の種類：株券

府 省 等	取 得			譲 渡		
	取引回数	数 (株)	対価の額 (円)	取引回数	数 (株)	対価の額 (円)
会計検査院	19	18,831	25,100,000	18	25,304	13,631,000
人事院						
内閣官房	22	25,972.48	7,849,000	3	9,001	1,720,000
司法制度改革審議会						
内閣法制局	2	5,000	4,814,000	4	9,500	11,402,000
内閣府	2	3,000	1,052,000	1	1,000	1,320,000
宮内庁						
国家公安委員会						
警察庁	2	7,000	3,255,000			
防衛施設庁						
金融庁						
総務省						
公正取引委員会				1	2,000	818,000
公害等調整委員会						
郵政事業庁	1	1	1,697			
消防庁	7	13,036	2,098,000	9	4,402	5,347,000
法務省	53	65,722	55,055,400	25	43,010	30,142,132
公安審査委員会						
公安調査庁						
外務省	17	6,873,284	46,787,294	19	38,400	61,366,982
財務省	1	1	0			
国税庁	2	4,472	0			
文部科学省	42	49,145	30,788,200	14	35,107	16,904,500
文化庁						
厚生労働省	7	3,522.17	6,004,400	9	12,110	3,646,480
中央労働委員会						
社会保険庁	1	468	439,452			
農林水産省	7	4,201	3,930,300	10	6,003	4,627,000
食糧庁	4	1,300	1,724,000	1	1,000	1,235,000
林野庁	1	4,000	1,124,000	1	4,000	1,180,000
水産庁						
経済産業省	3	10,232	970,000			
資源エネルギー庁						
特許庁						
中小企業庁						
国土交通省	2	3,010	4,241,000	1	2,000	10,520,000
船員労働委員会						
気象庁	1	1,000	641,000	1	1,000	810,000
海上保安庁						
海難審判庁						
環境省						
特定独立行政法人						
合 計	196	7,093,197.65	195,874,743	117	193,837	164,670,094

株取引等の状況（平成13年分）

株券等の種類：転換社債券

府 省 等	取 得			譲 渡		
	取引回数	数（額面） （円）	対価の額 （円）	取引回数	数（額面） （円）	対価の額 （円）
会計検査院	10	21,000,000	19,700,000	7	21,000,000	20,502,000
人事院						
内閣官房						
司法制度改革審議会						
内閣法制局						
内閣府						
宮内庁						
国家公安委員会						
警察庁						
防衛施設庁						
金融庁						
総務省						
公正取引委員会						
公害等調整委員会						
郵政事業庁						
消防庁						
法務省	3	3,000,000	3,000,000	9	8,500,000	8,561,000
公安審査委員会						
公安調査庁						
外務省						
財務省						
国税庁	1	1,000,000	0			
文部科学省				1	2,000,000	2,900,000
文化庁						
厚生労働省						
中央労働委員会						
社会保険庁						
農林水産省						
食糧庁						
林野庁						
水産庁						
経済産業省						
資源エネルギー庁						
特許庁						
中小企業庁						
国土交通省						
船員労働委員会						
気象庁						
海上保安庁						
海難審判庁						
環境省						
特定独立行政法人						
合 計	14	25,000,000	22,700,000	17	31,500,000	31,963,000

別表第四

所得等の報告の件数等（平成12年分）

（単位：件）

府 省 等	報告の件数	総合課税の各種所得別の件数							分離課税の各種所得別の件数					山林所得の件数	贈与税が課された件数	
		事業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	給与所得	雑所得	譲渡所得	一時所得	土地等の事業又は雑所得	短期譲渡所得	長期譲渡所得	株式等の事業及び譲渡又は雑所得			
会計検査院	15		1				15	3								
人事院	14		3				14	4				1				
内閣官房	6		1				6									
中央省庁等改革推進本部																
司法制度改革審議会																
内閣法制局	5						5	5								
内閣府	34		6				34	5	1							
宮内庁	7		1				7	2		1						
国家公安委員会	14				1		14	1								
警察庁	27				1		27	4		4						
防衛施設庁	1						1									
金融庁	7		4	1			7	1								1
総務省	48		1		2		48	13		2		2				
公正取引委員会	8		2				8	3								
公害等調整委員会	1						1									
郵政事業庁	8				1		8			1						
消防庁	3		1				3	1								
法務省	489		31	1	6		489	151	1	15		1	2			
公安審査委員会																
公安調査庁	11		1				11	2								
外務省	47		10	6	1		47	9		1		1				1
財務省	47		8	2	2		47	6		2		1				
国税庁	14		3				14		1							
文部科学省	204	3	22	6	12		204	143		3		7	3			
文化庁	13		1				13	8		1						
厚生労働省	123		11	5	3		123	50		5		3				
中央労働委員会	2						2									
社会保険庁	3						3									
農林水産省	31		5		1		31	4		1		1				
食糧庁	1		1				1									
林野庁	8						8	1								
水産庁	4						4		1	2						
経済産業省	42		4	1	3		42	16	1			1	1			
資源エネルギー庁	6						6	1				1	1			
特許庁	6		2				6			1						
中小企業庁	3		1				3									
国土交通省	77		11		1		77	11				1	1			
船員労働委員会	1						1									
気象庁	8						8									
海上保安庁	7		1				7									
海難審判庁	3						3	2								
環境省	12		1				12	6					1			
合 計	1,360	3	133	23	33		1,360	452	5	39		3	21	5		2

(注) 1 平成12年の所得等の報告は、省庁再編後の府省等に提出されたものである。  
 2 総合課税の各種所得とは、倫理法第8条第1項第1号イに掲げる総所得金額に係る各種所得をいう。  
 3 分離課税の各種所得とは、同号ロに掲げる各種所得の金額のうち、租税特別措置法の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得をいう。

所得等の報告の件数等（平成13年分）

（単位：件）

府 省 等	報告の件数	総合課税の各種所得別の件数							分離課税の各種所得別の件数				山林所得の件数	贈与税が課された件数	
		事業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	給与所得	雑所得	譲渡所得	一時所得	土地等の事業又は雑所得	短期譲渡所得	長期譲渡所得			株式等の事業及び譲渡又は雑所得
会計検査院	18		1			18	3								
人事院	15		2			15	4	1			1				
内閣官房	11		2		1	11									
司法制度改革審議会															
内閣法制局	5					5	5								
内閣府	33		6			33	6	1		1					
宮内庁	7		1		1	7									
国家公安委員会	13		1		1	13	3	1							
警察庁	25		1		1	25	5	2							
防衛施設庁															
金融庁	9		4			9									1
総務省	44		4			44	6	2			1				
公正取引委員会	9		1			9	4								
公害等調整委員会	1					1					1				
郵政事業庁	12			1		12	2	1							
消防庁	2				1	2	1	1							
法務省	507	1	31		5	507	147	1	11						
公安審査委員会															
公安調査庁	12		1			12	2								
外務省	42		6	3	1	42	12					1			
財務省	47		7	1	4	47	4	1			1				
国税庁	12		3	1		12									
文部科学省	175	2	14	2	4	175	108				2				
文化庁	1					1									
厚生労働省	128		11	1	3	128	51	3			1				
中央労働委員会	1					1									
社会保険庁	3					3									
農林水産省	17		2			17	2								
食糧庁	1		1			1	1								
林野庁	7					7									
水産庁	4					4									
経済産業省	22		3		3	22	6	1							
資源エネルギー庁	6		1			6	1	1			2				
特許庁	6		2			6		1							
中小企業庁	3					3									
国土交通省	71		11			71	9	1			1				1
船員労働委員会	1					1									
気象庁	8		1			8	2								
海上保安庁	7		1			7									
海難審判庁	1					1									
環境省	10		1			10	3								
特定独立行政法人	3			1	1	3	3				1				
合 計	1,299	3	119	10	26	1,299	390	2	27		2	10	1		2

別表第五

倫理法第9条第2項ただし書に該当し閲覧の対象外となった  
府省等別の贈与等の報告件数

(単位：件)

府省等	平成12年度		平成13年度	
	第9条第2項 第1号該当	第9条第2項 第2号該当	第9条第2項 第1号該当	第9条第2項 第2号該当
内閣官房	1			
警察庁			3	
外務省	2		3	
合計	3		6	